

お知らせ

保育料の改定の基本的な考え方は次のとおりです

- 国の基準との差が大きい乳児（0・1・2歳）と所得が高い層の負担割合の調整を行います。（応能・応益の負担）
- 多子軽減（複数のお子さんをお持ちの人への配慮）を充実します。
 - ・兄弟減免の適正（軽減）を図ります。
 - ・保育園に通う第3子以降の保育料を0円とします。

【保育料徴収金基準額表（平成22年4月から適用）】

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）（円） 【改正】		
階層区分	定 義	0・1・2歳	3 歳	4・5歳
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）	0	0	0
B	A階層およびD階層を除き前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	3,200	2,400	2,400
C1	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	8,800	7,400	7,400
C2	所得割の額のある世帯	10,700	9,100	9,100
D1	A階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	23,000円未満	19,500	17,600
D2		23,000円以上40,000円未満	21,000	19,700
D3		40,000円以上75,000円未満	30,300	25,400
D4		75,000円以上103,000円未満	32,500	27,200
D5		103,000円以上253,000円未満	42,700	27,900
D6		253,000円以上413,000円未満	44,500	28,900
D7		413,000円以上	54,400	30,700

市では、年々増加する保育所入所児童に対応するため、保育施設の改修等や入所定員増など保育サービスの充実に努めてきました。また、今後ますます増加する待機児童の解消に向けた施設整備や保育の充実などさらに対応が必要となっています。しかし、保育料については、平成18年から県内市でも最も低い保

育料で据え置いてきています。このようなことから、保育所の運営経費が年々増加するなか、引き続き保育の質を確保していくために、平成22年度分から保育料を改定します。限りある財源のなかで、より幅広い子育て施策の実現のため、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（☎☎6514）
問 子育て支援課



平成22年度から保育料を改定します

来年度の保育園・認定こども園（長時部・短時部）の入園申込を受け付けます
入園申込は10月15日(木)～23日(金)の平日（8時30分～17時15分）

☆申込書類の配布

＜保育園・認定こども園（長時部）＞

各保育園・認定こども園または、子育て支援課、各支所市民福祉課で10月5日(月)から配布します。

＜認定こども園（短時部）＞

3 年 保 育 対 象 者：入園願書を9月末に郵送。
1・2 年 保 育 希 望 者：各認定こども園で10月5日(月)から配布します。

☆申込書提出先

＜保育園・認定こども園（長時部）＞

各保育園・認定こども園または、子育て支援課、各支所市民福祉課

＜認定こども園（短時部）＞

就園区の認定こども園



問 子育て支援課（☎☎6514）、浅井支所市民福祉課（☎☎4352）、びわ支所市民福祉課（☎☎5253）または、各保育園・各認定こども園へ。

お知らせ

● 来年度の「幼稚園児」を募集します ●
願書受付は10月26日(月)～30日(金)の9時～17時

平成22年度の市立幼稚園の入園願書を受付けます。

3 年 保 育 の 入 園 対 象 児 の 家 庭 を 対 象 に、入園関係書類を10月上旬にお届けします。1 年・2 年 保 育 を 希 望 さ れ る 場 合 は、各幼稚園、教育指導課で関係書類をお受け取りください。



☆募集園児

- 1 年 保 育 平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた幼児
- 2 年 保 育 平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた幼児
- 3 年 保 育 平成18年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた幼児

☆願書提出先

各幼稚園に直接お申込みください。

幼稚園名（申込先）	所在地	電 話
長 浜 幼 稚 園	朝日町5-14	62-0089
長 浜 北 幼 稚 園	三ツ矢元町19-24	62-0861
長 浜 西 幼 稚 園	相撲町604-6	62-3000
神 前 幼 稚 園	宮前町13-10	62-3495
南 郷 里 幼 稚 園	新栄町626	63-3723
北 郷 里 幼 稚 園	春近町196-1	62-1498
神 照 幼 稚 園 (H22年4月統合予定) 神照幼稚園 神照東幼稚園	H22年3月までの連絡先 神照町305-2 国友町574	63-0584 62-5753
長 浜 南 幼 稚 園 (H22年4月統合予定) 神田幼稚園 西黒田幼稚園	H22年3月までの連絡先 加田町2727 常喜町500-1	63-1913 62-1516

問 各幼稚園または教育指導課へ
教育指導課は、
10月 9日までは市役所東別館内（☎☎6551）
10月13日以降は浅井支所内（☎☎3701）

国民健康保険
からのお知らせ

出産育児一時金が4万円引き上げられます

緊急の少子化対策として、出産育児一時金が**42万円（4万円引き上げ）**になります。ただし、産科医療補償制度未加入の医療機関で出産された場合や、在胎週数22週未満の出産の場合、出産育児一時金は**39万円**になります。

《対象者》

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産した人

《医療機関に支払う出産費用について》

42万円（39万円）の範囲内で、直接、国民健康保険制度から医療機関へ出産費用を支払います。（直接支払制度）

直接支払制度の利用手続きは医療機関で行います。
(直接支払制度を希望しない場合は、従来の出産後の事後払いの利用も可能です。ただし、出産費用を病院等にいったん自身で支払うことになります。)

★出産費用が出産育児一時金よりも低かった場合は、あらためて差額分を市役所保険医療課に請求していただく必要があります。請求に必要な書類等は、市役所保険医療課までお問合せください。

注意

出産前の6ヶ月以内に会社等にお勤めで、その社会保険の資格が継続して1年以上あった人は、以前に加入していた社会保険から出産育児一時金が支給されます。
社会保険等から出産育児一時金が支給される場合は、長浜市国民健康保険から出産育児一時金をお支払いすることはできません。
医療機関で直接支払制度の手続きをする際、社会保険等の『資格喪失証明書』をお持ちください。

問 保険医療課（☎☎6512）